

第 1 回

新宿区障害者施策推進協議会

平成26年5月29日(木)

新宿区福祉部障害者福祉課

午後2時00分開会

○障害者福祉課長 それでは、定刻を少し過ぎましたので、まだおそろいではない委員様もいらっしゃると思いますが、始めさせていただきます。

本日はお忙しいところ、御出席いただきましてありがとうございます。障害者福祉課の西方でございます。よろしくお願いいたします。

本日は平成26年度第1回の障害者施策推進協議会でございます。第8期の委員による4回目の全体の協議会となっております。開会に先立ちまして、人事異動などによりまして委員の交代がございますので、今年度新しく委員となられる方につきまして委嘱状をお渡ししたいと思います。本来でありますれば、新宿区長、中山弘子から手渡すべきところですが、この4月に福祉部長に着任いたしました小池部長から交付いたします。

恐れ入ります、その場で御起立いただきたいのですが、新宿公共職業安定所雇用開発部長の磯浩之様。

○小池福祉部長 委嘱状、磯浩之様。新宿障害者施策推進協議会委員を委嘱いたします。平成26年5月29日、新宿区長、中山。よろしくお願いいたします。

○障害者福祉課長 よろしくお願ひします。なお、知的障害者の御家族の方ということで代表でございました、安藤委員でございますが、体調等の都合によりまして、この会を交代することになりまして、今後、新宿区手をつなぐ親の会会長であります山口幸子委員に来ていただくことになっていたんですが、きょうは所用によりお休みとなっております。改めまして、そちらは御紹介させていただきます。

では、磯委員、恐れ入りますが自己紹介のほう、御挨拶のほうよろしくお願いいたします。

○磯委員 皆様、こんにちは。ハローワーク新宿雇用開発の部長をしております、磯と申します。どうぞよろしくお願いいたします。今般、私、委員として参加をさせていただくことになりますが、御存じのとおり、ハローワークにつきましては、仕事、就職という部分、就労の部分をお支援させていただく機関でございます。この、お集まりの皆様方、支援機関だとか、いろんな自治体を含めまして、いろんな御協力をいただきながら、障害をお持ちの方の就職を力いっぱい支援させていただくつもりでございますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

○障害者福祉課長 ありがとうございます。なお、昨年11月の民生委員の改正に当たりまして、民生委員の委員のうち、お一方、多田様につきましては昨年度第3回協議会で御紹介いたしましたところですが、その後もう1名の委員が決定いたしましたので、委嘱状の交

付手続きは昨年度のうちに終了しておりますが、改めましてこの席をおかりして御紹介させていただきます。

戸塚地区民生委員でございまして、障害福祉部会会長の古澤様でございます。では古澤様、一言御挨拶をお願いします。

○古澤委員 こんにちは。私は、民生委員は十数年やっておりましたけれども、障害者部会というのは初めてでして、いろいろ資料を見ながら、少し勉強いたしております。部長という責任上、そして初めてで知りませんというわけにはいきませんので、一生懸命、分厚いものを、昨日も一生懸命読み、勉強していきたいと思っております。よろしく願いいたします。戸塚地区民生児童委員、障害者部会の部長をしております、古澤節子と申します。よろしく願いいたします。

○障害者福祉課長 ありがとうございます。

それでは、平成26年4月1日付で区の職員の委員も、福祉部長を初め交代がございましたので、一言ずつ御挨拶させていただきます。

福祉部長から。

○小池福祉部長 改めまして、4月1日付で福祉部長を拝命いたしました小池でございます。前職は教育委員会事務局の次長をやっておりました。よろしく願いいたします。この推進協議会は、本年は障害者計画・第4期障害者福祉計画と、それから本日の協議のところにもございますとおり、まさに計画づくりの年に当たっております。後ほど事務局から説明があると思っておりますけれども、非常にタイトなスケジュールになっておりますので、ぜひ、皆様方の御協力のもと、よりよい計画にしていきたいと思いますので、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

○高橋委員 健康部長と保健所長を拝命いたしました、高橋でございます。主に保健所では精神障害者への相談ですとか、療養支援などに取り組ませていただいております。よろしく願いいたします。

○障害者福祉課長 では、吉村委員、お願いします。

○吉村委員 4月に子ども家庭部長に異動してまいりました、吉村と申します。障害児の支援については、障害施策、子ども施策、協力、連携して行うことが重要だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○中澤委員 教育委員会事務局次長の中澤でございます。3月まで子ども家庭部長でございました。引き続き、こちらの委員で務めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいた

します。

○障害者福祉課長 ありがとうございます。次に、委員の出欠状況について御報告いたします。本日は29名の委員のうち、24名の委員の出席をいただいておりますので、過半数に達しておりますので、協議会は成立いたしております。

では、村川会長、進行のほう、よろしく願いいたします。

○村川会長 改めまして、皆さんこんにちは。暑い中、お集まりをいただきましてありがとうございます。ございました。

それでは、早速本日の第1回の協議会につきまして、お手元の議事次第に従いまして進めてまいりたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

本日は議題といたしまして、報告事項が2件、協議事項が4件となっております。

それでは早速、事務局から資料確認をお願いいたします。

どうぞ。

○障害者福祉課長 2時間ですので、よろしくお願いいたします。まず資料の確認のほう、させていただきます。次第、ございます。それから「重点目標と個別施策評価表」。「第3期障害福祉計画の実績」。「障害者計画・第4期障害者福祉計画の施策体系」の（案）。それから、既に発送しております資料といたしまして、「新宿区障害者施策推進協議会委員名簿」、「障害者計画第4期障害福祉計画の策定スケジュール」。資料1といたしまして、「障害者計画・第3期障害福祉計画における障害者施策の体系」。資料2といたしまして、「第3期障害福祉計画策定以降の主な障害福祉関連法制度の変遷」。それから資料の3-1といたしまして、「第4期障害福祉計画に係る国の基本指針の見直しについて」。資料3-2といたしまして、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」という資料。それから3-3といたしまして、「第4期障害福祉計画に係る国の基本指針の見直しについて」。それから、厚いものですが、「新宿区障害者生活実態調査報告書」、これの概要版と、それから新たに「新宿区障害者生活実態調査自由記述」というものも、厚いものでございますが、お配りしておりますが、本日重いこともありますし、お持ちでない方はおっしゃってください。事務局のほうで届けさせていただきます。

それから、調査報告書、概要版につきましては今後も机上のほうに閲覧用冊子を御用意する予定でございますので、協議会のたびにお持ちいただかなくて結構でございます。書き込みとかありました場合にはお持ちいただいて構わないんですが、そういった用意はさせてい

いただきますので、よろしくお願ひいたします。それから、新しく歯科医師会のほうから資料が追加で、ホチキスどめのものが追加で配付されております。こちらにつきましては後ほど御説明があると思ひますので、よろしくお願ひいたします。

不足、ないでしょうか。では、よろしくお願ひいたします。

○村川会長 それでは早速、議事に入つてまいります。

報告事項の1つ目であります、平成26年度障害者施策新規・拡充等事業概要について、事務局から説明をお願いします。

○障害者福祉課長 26年度の障害者関係の施策につきまして、概要で申しわけないんですが、2枚つづりの資料で、ナンバーとしては16番までございます。障害者福祉課の所管のほか、地域福祉課、それから健康部、そしてみどり土木部、都市計画部、教育委員会のそれぞれの施策の中で、皆様にお知らせできればというものにつきまして、ピックアップさせていただきました。障害者福祉課で申しますと、今年度、この1番でございますが、これまでの念願でございました知的障害者の入所支援施設がやっと区内に設置することになりまして、今年度末、3月に開設が予定されております。そちらにございますように弁天町にできる施設でございます、けやき園に続きまして入所施設としては区内で2件目、そして今回は45名の入所支援の方をお受けするというので、区内では一番大きな入所施設となります。それから、障害者支援施設への短期入所ということで、こちらは虐待防止法などのために、短期入所のサービスを確保するというので、この新しい弁天町の施設に、緊急保護用ということでベッド1床を確保いたします。こういった内容について説明しております。

○村川会長 これは資料の4ですので、お手元大丈夫ですか。どうぞ、続けてください。

○障害者福祉課長 資料の4の1ページ目の3です。精神障害者支援施設の設置促進ということで、こちらは仮称百人町四丁目精神障害者支援施設の建設ということで、高田馬場福祉作業所が昨年11月にリサイクル活動センターと合築施設に移転いたしまして、そちらの跡地を活用した、精神障害者を対象とした支援施設を整備するものでございます。こちらにつきましては、近々条例などを設置いたしまして、指定管理者として運営いたしますので、そちらの公募も始めることとしております。あとは2ページ目以降、ぜひお目通しをいただきまして、またこちらについての御質問などもお受けいたします。こちらの資料につきましては以上です。

○村川会長 ありがとうございます。ただいま説明のありました平成26年度、今年度に入っておりますが、新規並びに拡充の事業の関係であります。もう御案内かと思ひますが、弁

天町あるいは百人町等の施設の設置促進などを含めて、一通り上がっておりますが、何かこの関係について、御質問あるいは御意見、ございましたら、どうぞ。

どうぞ、飯田さん。

○飯田委員 恐れ入ります、弁天町の施設についてお伺いしたいんですけども、一応こちらの箱物の概要ということはわかるんですが、こちらが計画が始まったころ、委員会に参加させていただいたときに、せっかくこういった大きい施設ができるのであれば、隣がちょうど保健センターであったり、健全なお子さんとかが集まる場でもあるので、可能ならば例えば公園を設置するとか、区民の方も使えるような、そういう食堂なども設置して、例えばあと、就労訓練の場になるようなところをつけたりということ盛り入れていただけないでしょうかということをお願いして、その場では非常に好意的な御回答をいただいたんですけども、そういった、今回重点課題にもなっているようなんですが、地域との交流ですとか、そういったことに、何かこちらの施設が貢献というか、ございましたら教えていただけますでしょうか。

○障害者福祉課長 すみません、余りには省略しすぎてしまって申しわけありませんでした。こちらの施設、本当に今おっしゃってくださいましたように、せっかくの入所施設でございますし、広いところを活用するというので、こちらの1番のところになるわけですが、生活介護というのは隣の生活実習所と同じように、比較的重い方をお受けする、入所する、または通所の施設でございますが、そちらと自立訓練のほかに、「就労継続B型15名」と書いてございます。こちらがまさしくこの施設の、この施設は不思議な形なんですけれども、地下1階という扱いになりますが、外苑東通りからいくと1階のところ、まだ名前は決まっていますが、喫茶コーナーをつくることになっておりまして、この就労Bの方たちを中心にして、お食事なども提供できるような施設になればということで、地域との交流なども、そういったことで深めさせていただきたいというふうに考えております。それから、お隣に住宅もできますので、その間のところにはちょっとしたスペースもつくることになっております。地域になるべく開かれた施設ということで運営させていただきたいというふうに考えております。

○村川会長 よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

ちょっと私のほうから、今話題となった1番の弁天町の新しい施設のこの民設民営ということで、どういった法人がなさるとか、それはこれからですか。

○障害者福祉課長 こちら、すみません。2番のほうの短期入所のコーナーの欄の右側に書いてございます。この運営法人は、社会福祉法人南風会という法人でございまして、施設の名前はシャロームみなみ風。こちらの南風会さんは、青梅で青梅学園という知的障害の施設を運営されている法人でございます。

○村川会長 ありがとうございます。ほかに何か御質問等ございますか。

どうぞ、金子さん。

○金子委員 視覚障害の金子禎男です。資料の4の交流コーナーの運営委員のことなんですが……

○村川会長 事業名の5番ですね。

○金子委員 はい、5番です。運営委員のところに、視覚障害者の相談員並びにピアカウンセラーを交流コーナーの運営委員に加えていただきたいなと思っております。いかがでしょうか。

○障害者福祉課長 こちらにつきましては、職員も増配置することができまして、ボランティア育成、それから特に今回は運営委員会ということで、このコーナーの今後の活動につきましても、いろいろ考えていただく委員会を開催することとしております。今後どんな方に入っていただくかということにつきまして、利用者、それから団体の皆様と御相談させていただいて委員を選定する予定でおりますので、今の御意見はしっかりと承らせていただきたいと思えます。

○金子委員 よろしく願いいたします。

○村川会長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、きょうはちょっと議題が多いですので、一旦ここで一区切りとさせていただきます。それでは続きまして、報告事項の2番目でありますが、新宿区障害者生活実態調査報告につきまして、事務局から説明をお願いします。

○障害者福祉課長 それでは、この生活実態調査の報告につきましては、概要版を使って御説明させていただきたいと思えますので、概要版の御用意のほう、よろしく願いいたします。

概要版の1ページでございます。この調査の目的といたしましては、第4期障害福祉計画及び障害者計画の見直しに当たりまして、区内在住の障害者の方、障害児の方につきまして、生活実態調査を行うとともに、今後のサービスの利用等の意志などにつきまして調査を行うものでございます。対象ですが、こちらの、まず4種類の調査をいたしまして、在宅の方対

象の調査が、区内在住で18歳以上の方。そして愛の手帳、身体障害者手帳などの手帳をお持ちの方。それから手帳はないのですが、障害福祉サービスを現に利用されている方。そして自立支援医療を受けていらっしゃる方を対象としたものでございます。こちらにつきましては、障害の種類ごとに抽出調査とさせていただきます。それから、施設に入所されている方の調査。こちらは区内外の施設に現に入所されている方を対象としております。それから、3番目が18歳未満の方と保護者の方を対象とした調査でございまして、区内在住の18歳未満の方、手帳をお持ちの方、また手帳をお持ちでないけれどもサービスを利用されている方。そして自立支援医療の給付を受けていらっしゃる方となっております。そして、サービス事業者を対象とした調査でございまして、こちらにありますように、障害福祉サービスを提供されている事業者及び特例子会社を対象といたしました。ⅡからⅣまでは悉皆調査とさせていただきます。

調査期間は昨年11月を中心に行いまして、精神障害の方につきましては、一部2月に至っております。

続きまして4ページ、調査の結果から見えることについて、御報告いたします。まず、在宅の方でございます。4ページ、お願いいたします。障害福祉サービスは、先ほどから申し上げておりますように、障害者手帳がなくても使えることが、随分浸透しておりまして、こちらにございますように、手帳がございません、と報告されている方が18%。前回では10%でございましたので、随分手帳のない方がふえていらっしゃいます。難病や精神疾患といった自立支援給付などを使っていらっしゃる方が、「手帳がない」とお答えの方が多いようです。続きまして、6ページをお願いいたします。発達障害につきましては、前は発達障害ということで、1つ調査を個別でかけておりましたが、今回はこの在宅の方の中で取り込んで実施いたしました。問の13をごらんください。発達障害に基づく問題についてどういふことがありますかということですが、やはり「対人関係」が最も多く、次いで「就職・仕事に関すること」が多くなっております。7ページの問の20でございます。介助者の方が介助できなくなったときにどうしますか、という設問だったのですが、知的障害の方ですと、グループホームに入所したい、高次脳機能の方ですと、施設に入所ということが最も多くなっているんですが、精神障害の方、また発達障害の方ですと、「どうしたらよいかわからない」という結果になっております。続きまして、12ページの今後利用したいサービスのところをごらんください。今後利用したいサービスですと、やはり⑧の「医療に関する支援」が全体に高い結果になっております。「医療費助成」、「歯科診療」といった内容

です。続いて⑤の「相談支援」が、やはり「地域生活支援事業」の中の「相談支援」。いろいろサービスを使うにはどうしたらいいかといったような相談が多くなっております。①「訪問系サービス」で、やはりホームヘルプサービス、「居宅介護」というものですが、こちらに関しても関心が高くなっており、「短期入所」もやはり興味があるというふうに答えていらっしゃいます。そしてやはり、「その他」の「災害時要援護者登録名簿への登録」が、こちらが3割の方が、わかっているから早くやらないとというふうに思っているというか、登録については、やはり大きな関心があります。14ページの間45をごらんください。重要だと思う施策ではどんなことですかということですが、こちらにつきましても、「医療機関サービスの充実」それから「障害に対する理解促進」、「経済支援の充実」というふうになっております。

続きまして、施設入所者への調査について、簡単に述べさせていただきます。19ページをごらんください。問の18番、「今後の生活の希望」ということを聞いておりますが、入所者や、それから施設職員の方との関係が良好なので、施設での生活を継続したいと希望されている方が6割いらっしゃいますが、別の施設にかわりたい、それから退所したいという方も、10%未満ではありますが、いらっしゃいますので、こういった声は大切に聞き取っていくべきだと考えております。

それから20ページ、問24です。「重要だと思う施策」ですが、やっぱり医療系のサービスの充実と、それから障害理解促進を重要だと考えていらっしゃいます。

続きまして、18歳未満の方への調査です。ページといたしましては22ページからになります。23ページの「手帳の種類」というところがございますが、こちらもやはり、特に児童になりますと、障害の手帳というか、種類というか、そういったものはなくて、サービスを使えますので、こちらでもやはり障害をお持ちでない方が全体の中の半数以上を占めていらっしゃいます。その中でも「発達障害です」と答えていらっしゃる方が50%を越していますので、全体で言いますと、4分の1は「発達障害です」ということになります。

続いて26ページ、問20です。困りごとや不安などについての設問になります。やはりお子様ですので、子どもの将来のこと、本人の成長に関することへの不安が当然のことながら多くなっておりますし、また問の22で、相談するために必要なこととしては、やはり「専門性の高い相談」が求められておまして、この同じ設問に対する在宅の方の調査ですと、「気軽に相談できる窓口がほしい」といったような答えがあるのと大きく違うところでございます。

続きまして31ページ、今後利用したいサービス、問37-2のほうです。こちらですと、「障害児等タイムケア」や「放課後等デイサービス」など、放課後の時間の活用、こういったことに対して大変期待感が見られます。さらに、Cの項目といたしまして18歳以上になったときに使いたいサービスということになりますが、こちらはやはり就労するための支援について大きな関心があるというふうに見受けられます。そして33ページ、問の45ですが、「重要だと思う施策」につきましては、「教育・育成の充実」、「障害に対する理解促進」、「雇用・就労支援の充実」ということが大切だというふうに見受けられます。

続きまして、35ページ以降が事業者への調査の項目となっております。37ページの問7をごらんください。「経営上の課題」ということでございます。かなりの事業者の方が、やはり「職員の確保が難しい」、「事務作業量が多い」といった課題を挙げていらっしゃいます。36ページにちょっと戻っていただきまして、こちらでわかりますとおり、居宅訪問系の事業者が大変多くなっております。これらはクロス集計で見ますと、株式会社や有限会社を中心でございます。一方、通所系のサービスなどをなさっているのは、社会福祉法人でありましたり、NPO法人でありましたり、というような状況が見受けられます。そして39ページ、サービスを提供する上での課題ということはどうなことがありますかという質問については、「量的に希望どおり提供ができない」、それから「休日や夜間対応が大変難しい」ということが、困っていることとして挙げられております。40ページでございまして、特定指定相談支援事業所が私共の区内に大変不足しておりますので、この設問でこの事業について参加意欲を問うているわけですが、この問の20にありますように、「相談支援を行うには、高度の知識、それから熟練を必要とする仕事にもかかわらず、報酬が少なくて事業として成立が困難。」「事務仕事が増加して、利用者サービスの質の低下につながる。」つまりは、参加する意志は余りありません、という大変厳しい御意見がこちらに書かれております。この調査、先ほど言いましたように、今回初めて区内の特例子会社にも実施してございまして、特例子会社が区内には今12社ございますが、そのうち8社から御回答をいただいております。大半が株式会社、有限会社という運営形態の中でやっておられまして、なおかつ専門職を配置されている率が高くなっております。このほかに多くの自由意見をいただきました。こちら、自由意見のほうは、送付させていただいた自由記述調査ということでお配りさせていただいております。こちらにございまして、ただひたすら書き並べてしまっていて、読むのがちょっと大変なんですけど、生の声そのままいろいろ出ておりますので、これはそのまま皆様にお届けさせていただきたいと思っております。今回この形で出させていただきます。

た。今後、もうちょっと整理し、インデックスなどをつけて見やすいような形にはしていきたいと思っております。

報告は以上です。

○**村川会長** ありがとうございます。ただいま報告がありましたように、区内の障害者生活実態調査につきましては、4つの形式を通じて集約が図られたところであります。特に人数の多い在宅の方々については、回収率59.1%、6割弱ということではありましたが、一通り、身体障害、知的障害、精神障害、難病患者の方を含めた御回答をいただいたところであります。また、施設、18歳未満、さらにはサービス事業者という形でございますが、ちょっと区切って、最初の在宅の方を対象とした調査、あるいは施設入所の方々、こういったあたりで何か御質問、御意見がございましたらどうぞ。

どうぞ、友利さん。

○**友利委員** オフィスクローバーの友利と申します。精神障害の方の通所施設をしております。毎回この計画に関しまして実態調査をしていただいて、皆様の意見を反映させた計画を立てていくという道筋はよくわかっているんですけども、特に当事者の方たち、知的の方、精神障害の方、特にそうですけれども、声を出せない方たちの、精神の場合の回収率というのは特に30%台で低くて、読むのも大変で、外に出るのも大変という方がたくさんいらっしゃいまして、知的の方たちは、精神の方よりも御家族に囲まれた生活をしている方もいらっしゃるのので代弁者がより身近にいらっしゃるかなということはあるんですけども、東京都でこれから地域にもしていくアウトリーチも含めて、未治療、治療中断の方もいらっしゃる中で、この声を出せない方たちの見えない希望というのはこの計画には盛り込むためにどんな方策をお考えでしょうか。

○**村川会長** これは少なくともきょうは実態調査ということですから、御回答いただいた方々、精神障害の方々も含めて、489人ですか、御回答いただいているわけですから、まずもってこれを基礎とするということは一つあると思います。それから精神障害者関連の、この協議会の中にも複数の委員の方々がいらっしゃいますから、それぞれの委員の方々の御見識に基づいて御発言をいただいたり、まさに声なき声というのか、そういったことがあるとすれば、今後の議論の中でこういう要素は必要ではないかとか。あるいはきょう、詳しい報告はありませんでしたが、自由記述ということで、これは御回答された方の中、あらわれた声でありますけれども、こういう声と共通しているのか。あるいはこれとはまた別に何か考えるべき要素があるのか。それはそれぞれ御専門のお立場などから、ぜひ御発言などで補充をし

ていただくとか。あるいはまた、今後のスケジュールの中で、また区民の方々からも声を聞く、パブリックコメントの手続きなどもありますから、その幾つかの段階の中で、友利委員さん、あるいはほかの委員さんからも何かこれは重要ということがあれば、御発言、あるいは御指摘いただいたらどうでしょうか。ということで、よろしく願いいたします。

ほかに、いかがでしょうか。

加藤さん、何かありますか。

○加藤委員 統計を見ていたときに、身体障害者のほとんどの方が、高齢の方が多くて、それを見ていたときに、やっぱり高齢の方と、それからとても若い身体障害の方というのは、相当ニーズが違うんじゃないかなという気がしていたんですけども、そのあたりはどうなんでしょうか。

○村川会長 これからの計画づくりの中で詳しくやっていくわけですが、年齢の高い方とあるいはまた若い方、中にはもう、ゼロ歳を含めてお子さんたちもいるわけで、それら是对立的に見るのではなく、障害者計画という全体像の中で、子どもさんの関係であれば教育のこと、その他もあるわけですし、年齢の高い方ですと、この障害者福祉の制度と、介護保険の関連もあるかもしれませんし、また比較的若い方ですと、就労支援その他、生活支援などいろいろあるわけですから、その節目節目を捉えて、これは重要ということはその都度各委員から御発言をいただいたりして充実に努めるということですから、年齢による区別は、もちろん区分はあっていいんですが、内容としては議論の中で深めていただくということで、きょうはちょっとまだ、始まったばかりですから、最初から結論が見えているわけではないので、今後の流れの中で、また後ほど計画の組み立てについて、区のほうからも御提案があるかと思えますから、その中でこの辺は充実すべきというようなことがありましたら、御発言いただければと思いますが。そんな形で進めていければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは天方さん、どうぞ。

○天方委員 統計のとり方ですけれども、1番最初の統計表で、どういう人を対象としたかというような。1ページ目です。この表の中で、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳと4つの区分があって、ⅡからⅣまでは悉皆調査をしましたと。Ⅰ番については在宅の人を対象とした調査で、これは障害の種類ごとに抽出調査をしたというふうになっているわけですけれども、これは何か悉皆ができなかった根拠みたいなのは、あるのかどうか。これ1つ、お伺いしたいところ。

それから2番目は、バリアフリーです。これは10ページ目です。外出バリアフリーにつ

いての問題で、やっぱり2020年に東京オリンピック、開催が決まりましたし、新宿も決してオリンピックと無関係な地域ではないと思うんです。やっぱりこのバリアフリーの問題は、もう少し突っ込んだ計画というか、2020年に向けての新宿区の計画というのをもって。これは都市計画なんかの影響があると思いますけれども、もう少し考えていく必要があるんじゃないかと。とりわけ都市計画では、ユニバーサルデザインの推進協議会を設けるというふうに、今年度の事業計画の中に載っていますので、ぜひともそこら辺、やはり障害者別ごとの代表がそれに参加できるようなシステムをつくっていただきたいなということ。

それから、14ページの災害対策です。これについては、私としてはやはり直下型の地震等が東京都では考えられていますし、障害者の、災害に遭ったときの救援体制というか支援体制をもう少しきっちり描けるような計画にしてもらいたいなというふうに思っています。とりわけ今、盛んに言われているのは、自助。自分で自分の身を助けることが最優先で計画が何か組み立てられているような感じがしますので、要支援者名簿、せつかくつくったんですから、これをもとにした救援対策というのをもう少し計画の中ではっきりとさせていく必要があるんじゃないかなということを感じました。

以上の3点です。

○**村川会長** ありがとうございます。バリアフリー等のことは、後ほどまたきょうの資料の1など、今後の障害者計画に向かったの枠組みをどうするかと、基本施策あるいは個別施策等ありますので、その中でバリアフリー、ユニバーサルデザイン、さらには災害対策と、御意見の部分も踏まえつつ、関係のところから御答弁いただければと思いますが、都市計画部長さんもいらっしゃるの、後ほどその関係について何かございましたら御発言いただくこととして、1点目の調査の進め方ですね。身体障害者手帳を持っている方、大勢いらっしゃるの、抽出法がとられたと思いますが、そのあたりのところを事務局から説明をお願いします。

○**障害者福祉課長** 身体障害者を初め、手帳をお持ちの方を合わせますと、約1万5,000人ぐらいになります。それで特に身体障害のほうですと、手帳をお持ちの方が1万人ぐらいいらっしゃいますので、悉皆というわけに、なかなかいかなかったということが1つ。予算のこともありますし、層別に抽出いたしましたので、例えば視覚障害の方とか聴覚障害の方というふうに、障害別でパーセンテージが一定程度になりますように、少ないところはなるべく多く、それから手帳要件で同じような方につきましては、その一定の割合で、総人数が同じぐらいになるような形で選びました。

それから、先ほど加藤委員からもありましたように、本来ですと手帳の、実は65歳以上の方の所持割合はどんどんふえておりまして、この調査の10年前ですと60%ぐらいだったんですが、今回ですと65%が65歳以上の方になっておられますので、前回の場合には65歳以上の方をあえて減らすというか、若い方を中心に抽出したこともありました。今回、やはり65%になりますと、年齢で変えるというのも難しいので、今回は比較的フラットな形で選びましたので、年齢が高くなっております。

そういったわけで、なかなか1万件以上、悉皆調査は難しかったというのが実際のところ
です。

○村川会長 天方さん、そういう御説明ですが、よろしいですか、何か。

○天方委員 ちょっとその数字の、実際の厚いほうを見ればちゃんと細かい資料、出ていると思うんで。今、概要版だけでしか見ていないものですから、改めてどんなふうな傾向を持っているのか、自分で調べたいと思っています。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。詳しくは、これはもう、各委員におかれましても、この詳しい調査報告書がございますので、お時間ありましたらぜひお目通しをいただきたいと思ひますし、またきょうの資料としてございます、アンケート調査における自由記述、一生懸命御回答いただいた部分もありますので、この辺もお目通しいただければ幸いです。

それでは、都市計画部から御出席ですので、先ほどバリアフリーとかユニバーサルの関係の御発言がありましたが、何か基本的な部分で御紹介いただけることがございましたら少し
お願いいたします。

○田中委員 本日、都市計画部長の新井が所用のために欠席させていただいております。代理で、都市計画課長の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。まず1点目、バリアフリーということで、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを踏まえて推進というようなところでございますが、今、鉄道駅のバリアフリー、エレベーター設置という部分では、都市計画部として積極的に取り組んでございまして、現在、区内にある49駅のうち39駅でエレベーターの設置が完了しています。残り10駅のうち、8駅が今、事業に着手しておりまして、未着手が2駅となっています。できますれば、2020年までに全ての駅のバリアフリーを完了したいと考えてございます。

また、ユニバーサルデザイン推進会議については、障害者団体連絡協議会さんからお二人

参画いただき、会議を進めておりました、今後もいろいろと連携を取りながら進めていきたいと考えてございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**村川会長** ありがとうございます。都市計画のほうでもいろいろ御対応があるようですので、こちらの計画としては後ほど計画づくりの内容として、引き続き、天方委員初め各委員からこのバリアフリー等に関連する充実すべき方向等については、御発言、御提案などいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、申しわけありませんが、特にこれを聞きたいということがございましたら、あともう一人、二人。

どうぞ、島田さん。

○**島田委員** 島田です。先ほどの自由記述の回答についての扱いですけれども、例えばこれは報告書の中には数字として挙げられているだけで、もちろんこれだけの厚みのものですから、全部取り上げるということはできないでしょうけれども、例えばこれとは別に、インターネットで全文を全部公開するとか、そういった予定については、何かお考えでしょうか。

○**障害者福祉課長** インターネットのほうですが、まず、既にこちらの厚いものと、それから概要版につきましては公開しておりますので、いつでもどなたでもごらんになれるようなことにはなっております。それから自由記述のほうは、先ほど申しあげましたように、もうちょっと見やすい形で、例えば「バリアフリー」と調べるとインデックスが出せるようにできないかなど、今ちょっと調整中なので、今この段階では今のところ載っておりません。

○**島田委員** もう1点ですけれども、中、読みますと相当の切迫した意見といたしますか、「何とかしてくれ」とか、あるいは「相談に行ったけれども何も返ってこない」とか、もちろんこれはそのための、それに回答するための目的で調査したものではないとは思いますが、中には本当にせっぱ詰まってもうどうしたらいいかというような、困っている状態、そういったものも多少見受けられますけれども、そういったものに対しては個別の対応ということは、特にしないのでしょうか。

○**障害者福祉課長** 無記名の回答になりますので、基本的には、「ああ、どうされたんだろう」と私たちも心配するものもありますが、本当に申しわけないんですけれども、個別の対応はできておりませんので、もし委員の皆様もそういった方がお近くにいらっしゃいましたらどうぞ相談に、というふうに言っていただくしかないのと、本当に多岐にわたった回答になっておりますので。あとは、高齢者のほうもかなり、やはり回答がありまして、そういったところだと高齢のほうも随分相談体制も整っておりますので、こちらもそういったとこ

ろに早く届いたらいいなというふうには考えていますが、無記名なので申しわけないんですが、対応のしようがないというのが現状です。

○村川会長 どうぞ。

○片岡委員 私も十分に読めていなくて、余りにたくさんあるので迫力を感じているのですが、特に18歳未満の方の非常に切実なのがたくさんありまして、胸を打たれるところがあります。無理難題みたいなものは確かにあるんですけども、今後これ、どういうふうアンケートを扱っていくかって、ちょっと考えていけないなというふうに思っております。

それから、個別的な事情が出たりして、やっぱり公開しないように気をつけないといけないと思うんです。よろしくをお願いします。

○障害者福祉課長 本当にすみません、かなり素の段階でお出ししておりますので、こちらの取り扱いにつきましては、この協議会だけでよろしく願いいたします。なるべく早くお示ししたかったので、すみません。

○村川会長 それではこの資料は、今、課長さんから話がありましたとおり、きょうの協議会に向けて急速に取りまとめをいただいておりますので、これそのものとして直ちに公表するという扱いにいたしませんので、各協議会委員限りということで、その個別的な事情等のところなど、伏せる必要もあるかと思えます。片岡副会長からもありましたように、これの活用について、そもそもの目的は今回の計画づくりに向けてということが大きな流れではありますが、区役所内の障害者福祉課を初めとした関係機関、施設にもある時点では十分お読みいただいて、アンケート調査で無記名ということもありますので、突きとめるということはできにくいわけではありますが、しかしそれぞれの関係機関から見て、近いところで困っている方がいるとすれば、手を差し伸べていただくということはありますし、また各委員、特にまた各団体におかれまして、緊急度の高い方がいた場合には、どしどし相談支援の窓口など、お訪ねいただくということで進めていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、時間も押しておりますので、次の協議事項のほうに移ってまいりたいと思いますが、よろしいですか。協議事項の第1番目といたしまして、障害者計画並びに第4期障害福祉計画の策定スケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

○障害者福祉課長 事前送付資料のカラー刷りのA4横の、計画策定スケジュールというものをござんください。平成26年度の障害者施策推進協議会、それから専門部会の開催予定を

こちらに記入させていただいております。主には、目安でございますが、進行計画でございます、こちらの開催日時、既に入っておりますが、いろんな都合上でございますが、申しわけございませんが、8月まではほぼ確定させていただきます。そして9月、10月につきましては仮の日程となっております。特に9月以降ですが、国や東京都の動向も今後またありますので、7月ごろにもう一度状況を見まして、9月、10月につきましては決定させていただければと思います。それから制約がいろいろございまして、余り大きな変更は困難だということで、申しわけございません、よろしく願いいたします。

○村川会長 それではこの、緑色のインクや紫色というのかな、このカラーの資料でございますが、策定スケジュールということで、本日以降の流れとしましては、当面6月、7月に専門部会が予定をされておりますが、この全体の協議会につきましては、次回8月21日が予定をされております。以降はおおよその日程ということで9月以降、この全体の協議会としては10月並びに年が変わって1月下旬ころ、最終的な計画書の取りまとめということになるかと思いますが、おおよそこういった流れで進んでいくということでございますが、何か御質問とかございますでしょうか。

飯田さん、どうぞ。

○飯田委員 ごめんなさい、この計画のことではなくて、1個前のアンケートのことだったんですけれども。

○村川会長 後ほど扱わせていただきます。

このスケジュールの関係で何かございますか。

それではまた、その都度御相談申し上げますが、当面8月21日の次回協議会までに専門部会も2回ほど行われますので、差し当たりはこうした流れに沿って進めてまいりたいと思いますので、日程のほう、ひとつよろしくお願い申し上げます。

それでは、ちょっと途中ですが、飯田さんのほうから、それはどういう御質問ですか。

○飯田委員 すみません、申しわけないです。今回ハローワークの磯部長もいらしてくださったので、ぜひ確認したいと思ったんですが、先ほど、アンケートの31ページのところに、やはり18歳未満の障害のあるお子さんたちの最も関心のある部分ということで、就労移行のことが書いてあって、やはり私自身も発達障害児の親ですので、大変興味のあるところなんですけれども、現在、新宿区内にもいろいろ就労移行支援事業があるんですが、実際こういうハローワークの方もいらして、ごめんなさい、2つに分けてなんですけれども、今回法定雇用率も上がったということで、障害者が一般企業で働くきっかけというか、窓口が若干

広がっていると思うんですが、やはり実際はなかなか就労に結びついていくのは知的障害のない、肢体不自由の方が割と就労しやすいという現状があると思うんです。そういった中で、新宿区というのは地域的に一般企業もかなりありますし、そういったところへの、例えばハローワークさんとしての積極的な雇用開発ですとか、そういう動きがあるかということと、あと、新宿区内でせっかくいろんな業者さんが就労移行事業を行っていらっしゃるんですが、そういった方たちとの連携がうまくいっているかということが、現場としての生の声を確認しておきたいなと思ひまして、新宿区のライフステージを通じた一貫した計画策定において、ぜひ確認させていただきたいと思ひました。

○村川会長 それでは、今回はあくまでもアンケート調査、生活実態調査の結果ということでありますので、今御指摘のあった概要版の31ページの下のほうでありますけれども、1つは障害者就労支援事業ということですから、福祉サービス等として行われる就労移行支援、就労継続支援など、そういう側面と、もう一つ、実際の企業等への就労、特例子会社という場合もあるかと思ひますが、今お話にあったように、区内には多くの会社、事業所もあって、そういう意味ではハローワークさんの役割も大きいかと思ひますので、そうしましたら、きょう初めてお見えですが、磯委員さんから、その関係について、どうぞ。

○磯委員 それでは。一般的な窓口での御相談に限らず、私どもスタッフの中に、企業指導なり、企業を回っている職員が専門におります。その者が障害者雇用が進んでいない企業、そういうところに行って、もちろん自治体の区の支援機関の方たちとタイアップをしながら就労移行ができる方について御紹介をしていただきながら、ジョブコーチをつけたりしながら就労を進めているところがございます。また、来週からは6月に定例の全国障害者の雇用率の報告が各企業、ございます。それを見ながら、障害者の雇用が進んでいない企業について、強力な指導をしつつ、障害者雇用を進めていく支援もあわせてやらせていただいております。昨年25年度におきましては、初めて、全国の就職の数になるんですけれども、身体障害の方を抜いて、精神障害の方が、就職の数が上回った報告が来ております。ハローワーク新宿の管内におきましても、精神障害の方、身体障害の方、同じような数値の就職数で推移をしておりますので、今年度においても、今、就労支援をされていて、就職準備をされている方、そういった方たちを含めて御紹介をしていきながら、就労に結びつけていきたいというふうには思っております。

○村川会長 ありがとうございます。大変力強いお話を伺うことができました。引き続きこの地域、あるいは東京都内における各企業の雇用率を高めさせていただきたいと思ひますし、ぜ

ひハローワークによる御指導、また就労したい方々の希望を受けとめて進めていただければありがたいと思います。

それでは、議事に戻りまして、協議事項の2点目ではありますが、障害者計画個別施策評価につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○障害者福祉課長 では、この大きな資料7の、A3判の資料をごらんください。先ほど来、既に幾つか出ておりますが、改めて確認させていただきます。こちらとともに、事前に配付しております資料1の体系とともに、こちらのほう、ごらんいただければありがたいと思います。こちらに取り上げております、9、12、24、26、33というこの数字は、施策の体系のナンバーとなっております、こちらの5が重点施策として、私どもで、今期計画の中で取り上げて、重点施策としているものでございます。簡単に、この表の見方ですが、まず施策の取り組み、それからページ数は計画のページとなっております。そして評価は、これは私ども、実際に進行するものとして、素直につけさせていただいたもの。それから課題というか、具体的な施策、そして評価内容という形になっております。9番の相談支援体制の構築とございますが、こちらは課題といたしましては、基幹相談支援センター、それから自立支援ネットワーク、自立支援協議会といった施策について進めてきた内容となっております。こちらの基幹相談支援センターは区の障害者福祉課内につくっております、それと自立支援ネットワークなどを駆使いたしまして、地域の相談支援事業者と連携を図りながら、相談機能を強化してきたものでございます。また、基幹支援相談センターがサービス等利用計画をつくります機関となっておりますので、そちらの特定指定相談事業者の指定を取得いたしまして、自立支援ワーカーを、こちらは非常勤の区の職員となりますが、3名から5名に増員いたしまして、特に今年度からサービス等利用計画の作成をかなり推進しております。こちらの「△」というのは、これからサービスを利用するに当たりましては、このサービス等利用計画がないと、サービスの利用ができなくなる仕組みになっておりますが、このサービス等利用計画をつくるに当たりまして、新宿では1,852名の方がサービスを使われていらっしゃいますので、この計画も1,850名の方に対してつくらなくちゃいけないんですが、今のところ、500程度しかできておりません。そういったこともありまして、「△」という評価をさせていただいております。今年度、もっと進めてまいりまして、来年には必ず全員の方に計画が策定できるような形の体制をとっていきたいと考えています。それから、自立支援協議会につきましては、こちらにありますように、平成24年からは自立支援法に基づきまして法制化されました。私どもは先立ちまして、18年度から既に発足させておりますが、

民生委員の方、不動産事業者なども含めまして、就労関係は仕事支援センターの方、それから公共職業安定所の方にも加わっていただいておりますとともに、特例子会社などにも入っていただいております、大変多彩な関係者の方に入っていただき、活発な議論をしております。

続きまして、病院からの地域生活の移行の支援ということで、こちらにつきましては、保健予防課長のほうから御報告していただいております。

○**健康部予防課長** 健康部保健予防課です。精神障害者の病院からの地域生活移行の支援でございますけれども、従来は東京都の退院促進事業がございまして、これに基づいて実施しておりました。平成24年4月に障害者自立支援法の自立支援給付の中で、地域移行支援、地域定着支援が加わりまして、仕組みとしては個別給付化されたところです。ただ実際、平成24年4月以降、東京都の仕組みを使って長期入院から地域生活へ移行した実績といたしましては、平成25年度までに利用者が6名で、うち4名の方が地域生活に移行したという実績がございまして、4名中3名は10年以上の入院。最長は30年間の入院生活からの移行でした。区の現状、課題といたしましては、入院医療機関が遠方であること、また地域相談支援事業を行う指定一般事業者が区内に1事業所のみで、平成26年5月現在、地域移行支援の利用者は実際にはございません。ただ、こういった仕組みを利用することなく、といいますか、個別給付の利用はないものの、区内の保健センターの保健師等が医療機関と連携といたしまして、グループホームや生活サポート等を利用することで退院し、地域での生活が安定的に継続できるよう支援をしたケースが、平成24年度は11名、25年度は12名ございまして、グループホームなどを利用して、地域生活を継続されております。また、平成26年4月に精神保健福祉法が一部改正されまして、入院移行中心の精神医療から地域生活を支える精神医療への実現を目指して、退院支援に重きが置かれるといった、さまざまな取り組みが予定されているところでございまして、区といたしましても、精神障害者の地域生活移行を支援してまいりたいと考えてございます。

○**障害者福祉課長** では、続きまして3番目の柱であります、障害等のある子どもへの専門相談の推進という柱でございます。健康相談、発達相談、就学相談となっております、保健センターでは、こちらにございますように自閉的、または多動な発達上の問題、またはそのおそれのある乳幼児に対して、心理士などの相談を行って、療育等の相談機関につなげております。それから子ども総合相談センターのほうの発達支援部門でございますが、電話相談などのほかに、専門のセラピストによる個別指導なども行ってまいりました。教育委員会の

ほうでは、特別な支援を必要とする子どもの成長の過程に応じた一貫した支援ということで、25年からは教育支援課に、特別支援教育係も設置しておりまして、充実を図っているところでございます。

それから次の26番の就労支援の充実でございまして、先ほど来、就職につきましても、いろいろと議論があるところでございますが、新宿区では、勤労者・仕事支援センターを設置しておりまして、職業訓練、職場定着支援等の支援事業、それからそちらの区内の大学、それから公共交通機関と連携いたしまして、職場体験や職場実習の場を充実させまして、障害者の就労訓練の場ということで充実させてまいりました。それから、先日来お話をしております、障害者の優先調達推進法の制定を受けまして、ますます、これまでも行っておりました共同受注センターのほうを充実させたいと考えているところでございます。そして自立支援協議会におきましても、勤労者・仕事支援センター、それから公共職安、それから先ほども言いました特例子会社の方なども入っておりまして、障害者の関係につきましても活発な議論をなされております。そして虐待防止法に合わせまして啓発チラシなどもつくっております。

恐れ入ります、資料がちょっと飛びますが、資料6の「別紙」という縦のA4判の、小さな字で申しわけないんですが、こちらのほう、ごらんいただけますでしょうか。この表は、実は私どもの新宿区内の就労移行とか支援とか書いてございますが、こちらの事業所を通じまして、一般就労へ移行した方の実績をこちらのほうに集めてみました。恐れ入ります、精神障害でありましたり、知的障害でありましたりということで、その種別を載せていなかったの、ちょっとわかりづらいんですが、この種別につきましては既にお配りしております、社会資源マップなどで確認していただけたらと思っておりますが、それぞれの施設でも就労されている方が結構いらっしゃいます。そのほかに、一番下にあります、障害者就労支援事業という、仕事支援センターでやっていただいております障害者の就労支援、先ほどお話がありましたように、ジョブコーチ、ジョブサポーターなどを活用いたしまして、仕事に結びつけている方、またはその後の定着支援、それから円満な退職をするための支援などを行う就労支援事業でございまして、それらを活用して就職された方も、一定程度いらっしゃるということになっております。そういった実績もありまして、特にこのところ、少し障害者のほうの雇用については、かなり前よりはいい数字が出てきているなというのが実感しているところでございます。

続きまして、ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの、元の資料に戻っていただ

きまして、38でございます。先ほど来出ております、ユニバーサルデザインの推進会議のこと。それから、今後またワークショップを行うということになっております。それから交通バリアフリー、そして公園やトイレの整備ということで、こちらにございますように、公園やそれからトイレの整備などで使いやすい環境、なるべくバリアフリーのきれいなトイレづくりということで力を入れてきております。そして交通バリアフリーでございますが、自転車の駐輪という自転車対策も大きな柱となっておりますが、そういったことがこちらにあります。そして先ほど都市整備のほうからありました、区内の鉄道駅49駅中39でエレベーターができたということ、それからホーム柵、こちらは新宿でございますと、小田急と京王線のホームの一部、それから高田馬場などを含めまして、JRの鉄道駅に随分ホーム柵ができましたという中身でございます、こちらは個別施策としてそれぞれ重点施策となっております、一定程度の評価が上がったということで、丸印とさせていただいているところです。

○**村川会長** ありがとうございます。これまでの新宿区の計画におきましては、個別施策として三十数項目あるわけでありますが、そのうち5項目ほどを取りまして、重点的な取り組みということで今、報告がありましたように、相談支援体制の構築以下5項目につきまして、これまでの達成状況、要点を紹介をしていただいたわけですが、この関係につきまして御質問あるいは御意見、ございましたらどうぞ。

天方さん。

○**天方委員** この重点施策ですか、個別施策や重点的な取り組みの評価というのは、誰が行ったんですか、この評価は。

○**障害者福祉課長** 担当として評価しただけでございます、すみません。

○**村川会長** 区役所による自己評価ということですか。

○**天方委員** これはつけるべきじゃないんじゃないんですか。やっぱり障害当事者がどう感じているかがやっぱり一番基本で、私なんかは38番のユニバーサルデザインを基本としたまちづくりなんかは、丸どころかバツ印で評価したいです。とんでもないですよ。新宿の街、車椅子に乗って歩いてみてくださいよ、皆さん。どういうことが起きるか。歌舞伎町の裏、何気なく皆さんは区役所終われば一杯飲み屋に行って、酒飲むかもしれませんけれども、そんなに簡単に飲み屋さんに入れるところなんて、あるんですかね。これは私、大開発については、例えばイーストサイドの大きなビルなんかは、後からつくったものですから、きちんとしたバリアフリーができていますけれども、既存の新宿の街、新宿駅の周辺、高田馬場駅

周辺なんかの道路は、ほとんどバリアフリーが実現していない。というのが正解であって、これは丸じゃなくてバツだと思います。

それから就労支援、これも現実に当事者が評価したものであれば、丸にはならないんじゃないか。やっぱり仕事したいけれども、現実に就労できないという当事者、障害者は多数いるわけですから、その人たちの思いは丸で評価されちゃったらたまらないな、というところでは。これ、評価というのは誰がしたのかを、やっぱりきちんと明記してやるべきじゃないか。また行政はもっと謙虚にならなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思いました。

○村川会長 ありがとうございます。大変重要な、内容としては厳しい御発言も含まれておったわけですが、別に、私として逃げるわけではありませんが、これは専門部会として、協議会として採択したわけではありませんので。ただ、評価内容という欄を見ていただいた場合には、以前の状況に比べると、改善された、あるいは追加された、工夫をされた、そういう要素が触れられておりますので、それはそれで一定の評価があるのかなと。ただ、天方さんからございましたように、障害のある方々御本人、あるいは区民の目線から見てどうかということ、まず1つ大事なことで、その上でサービスを提供する側、区役所等含めてあって、協議会としてはそれらを、改めて全体として総合的に評価して、あるいは専門家の第三者的な御意見等もいただきながら、総合的に判断して次の時期の計画の中で、引き続きこれらは重点的な取り組みとしていくのか、それともある程度達成されたというふうに判断がされた場合には、むしろ別の項目を重点的な取り組みとして位置づけるとか、そういった議論が今後進んでいく可能性がありますので、差し当たり、これまでの重点事項とされた事柄が、それぞれどういった進行状況であるのか、これを冷静に御判断いただければと思います。確かにバリアフリーの関係、ユニバーサルデザインを目指して、一定の方向づけはあったかと思いますが、個別的に捉えますと、いろいろと厳しい御指摘もあったような点もありますので、これからどうするかということについては、今後の計画の議論の中で、この計画の中で触れられる点、あるいはまた別途、都市計画のほうでいろいろお考えの点もあるかと思っておりますので、全体としてよい方向に進んでいただければというふうに思っておりますが、ほかにございましたら、どうぞ。

志岐さん、どうぞ。

○志岐委員 施策に対する評価ということは非常に大事なことで、それでこの評価そのもののやり方についてはこれはこれでまた尊重すべきじゃないかと。もちろん、自己評価もあるわけですから自己評価をされたということは、これはこれで、尊重すべきだと、そういう

ふうに思います。それをもとにして、この評価内容のところなんですけれども、やはり、先ほども会長が言われたように、これには課題に対して達成状況とか、あるいは取り組んだ方法、内容、こういうところが書いてあるわけですが、それに対して、あるいはその結果が書いてあって、それに対する評価という形になるわけですから、ここの評価内容のところ、それが全部混在していると。だから、取り組んだ方法、内容、あるいは達成状況、結果、これを1つの枠の中に入れて、それはそれで報告して、それに対する自己評価はどうだったかと、そういうふうにして、所管はどういうふうなところなのかということまで入れるということになると、さらによくなるのではないかというふうに考えます。これが1つです。

2つ目は、やはり先ほども出ておりましたけれども、自己評価ばかりじゃなくて、外部評価というところも、もし可能であればそういう形ですと、さらに自己評価が精度が高まるというふうに考えますので、まあそれは今後の課題ですけれども、可能であれば、そういうことも考えていただければと思います。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。大変重要な御指摘を幾つかいただいたわけでございます。評価の進め方、評価の最終的な結果にとられる面もありますが、具体的な達成状況といますか、達成されつつある事柄を、やはり事実を御確認いただくということの大切さを御指摘いただいたわけでございます。ですからこれはむしろ、外部評価ということもあるかと思いますが、この協議会の委員、29名で構成されておりますので、各委員が評価の視点を持っていただいて、さらに前に進めるのか、まあまあ達成されたと判断するのか、あるいは別の項目で重点事項があると考えられるのかなど、今後の議論の中でぜひ、積極的に、それぞれの立場からよい方向を目指して、御発言、御提案をいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

加藤さん。

○加藤委員 一番最初の「△」のついていた相談事業が、今回もう重点的じゃなくなっているのは、何か理由があるんですか。1番がもう重点的取り組みではなくなっていますよね。

○村川会長 今後のことはまた別途説明があるんでしょうか、ということですみません。

○加藤委員 では、今後のときに。ほとんど継続されているのに、ここだけはずれたのがちょっと疑問でしたので。

○村川会長 ですから今、加藤さんも気にされているとおり、この(9)といますか、資料7のこれまでの評価表の中の9番が、区役所から見立てた場合に、やはり相談支援体制の構

築という課題について、いろいろと工夫や、あるいはスタッフの増員など、対応はされているけれども、まだまだ、必ずしも十分に達成されていない要素もあるかなという判断だろうと思いますので、やはり今後に向けてこれをどうしていくかということは、今後の計画づくりの中でも重要なことですので、それでは、評価という事柄、これは第4番目の議題で、施策体系の見直しという中で、また触れていただけたらと思いますので、ちょっとお待ちいただいて、今後の扱いについては。

それでは、資料の7の関係についてはよろしいでしょうか。細かい点、お尋ねになりたい場合には、直接障害者福祉課のほうにお尋ねをいただくということで、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、続きまして協議題の3つ目ではありますが、第3期障害福祉計画の実績報告ということで、お願いいたします。

○**障害者福祉課長** 資料5-1をごらんください。こちらの障害福祉計画のほうにつきましては、基本的に数値目標というか、そういった評価となります。そして両面刷りでございまして、資料5-1のほうは障害福祉サービスのほう、それから児童福祉法に基づく障害児通所支援。そして裏面が地域生活支援事業。

ではまず、体系ですが、障害福祉サービスは国全体で決まっているサービスとなりますので、日本のどこに行っても生活介護とか自立訓練とか同じサービス内容で提供されるものがございます。地域生活支援事業のほうは、それぞれの区市町村によりまして、必要とするサービスを重視して施策として取り組むものとしております。こちらは数値だけでございますが、一応見込み量は、最初計画を立てるときに、このぐらいだろうということで見込んでおりました、実際の実績がこの網掛けの中となっております。こちらについては、時間の関係もありますので、一応ごらんください。

それから、資料6でございます。資料6のほうは、先ほど別紙ということでお話ししましたが、資料6の別紙ではないほう。第3期障害福祉計画における「サービス提供体制整備の基本的な考え方」という、102ページにございます進捗状況でございまして、こちらはもともと考え方ということで述べておりましたものについて、一つずつ実績を述べているものがございます。こちらも御確認いただければと思います。

○**村川会長** 説明は以上ですか。

○**障害者福祉課長** はい。

○**村川会長** ありがとうございます。ただいま資料の5-1、資料の6、6別紙とございま

すけれども、特に資料の5-1によりまして、第3期の、これまでの計画の中で、さまざまありますサービスの実績、見込み量と実績を対比しながらごらんいただいているわけですが、やや右肩上がりのようなサービスもありますし、横ばいのようなサービスもあれば、若干数字的には減っているところもあるかと思えます。それぞれ背景があり、要因があつてこういった経過だと思えます。26年度はまだ終わっておりませんので、引き続き推移を見守る面もあろうかと思えますが、障害福祉サービス、表の面が法定給付といたしますか、総合支援法に基づく給付の関係であり、裏側が地域支援生活支援事業の各項目の現在の推進状況といたしますか、実績というあたりでございます。あと、関連して御説明がありました、何か御質問等ございましたらどうぞ。

率直に言いまして、資料5-1の下のほうになります、17番、これは計画相談支援のセルフプランという位置づけのものでありますけれども、ある程度は取り組まれております。最近少しふえてきたということなどありまして、先ほどの1つ前の評価の流れで、相談支援体制の構築といたしますか、充実といった課題もございまして、そうしたことをこれからどうしていくのかというようなことなど、いろいろとこの先、御議論いただく点もあるかと思えます。

また、資料5-1の14番、15番。グループホーム、ケアホームの位置づけにつきましては、制度が少し変化をしておりますので、全体としては利用されている方々、人数、ふえてきておりますが、今後の位置づけを明確にしていくということもあるのかなということでございます。

また、9番、10番、11番。先ほど企業等への就労、または就労支援、あるいは特例子会社の動きもございましたし、合わせてこの総合支援法に基づく制度としては9番の就労移行支援、10番、11番の就労継続支援、こういったものの今後の展開ということも見極めていく必要があるかと思えますし、また障害の重い方々に対するさまざまなサービスなどの推移ということも位置づけていかなければならない、そういったことだと思えますが、何か御質問等、よろしいでしょうか。

それでは、また後ほどございましたらお出しいただくとして、次の協議題であります、協議事項の4点目としまして、施策体系の見直し（案）ということで、まだ議論はきょうから始まるということでもありますけれども、現在、区役所のほうで用意をいただいております枠組みの案、その説明をお願いいたします。

○障害者福祉課長 では、事前配付の資料の1と2、それから3-1、3-3、そして机上配

付のこの（案）と、すみません、いろいろと横並びで見ながらよろしくお願ひいたします。

まず、新しい計画について、国の指針が出ております。そういったことで、3-1をごらんください。第4期障害福祉計画をつくるに当たりまして、国の基本指針が出ております。こちらの中で特に、例えば成果目標に関する事項のところでございますが、福祉施設から地域生活への移行促進、それから精神科病院から地域生活への移行促進、そして地域生活支援拠点等の整備、これは新規です。それから福祉から一般就労への移行促進。これが大きな4本柱でございますが、②に当たりましてはこちらは都道府県レベルの計画を盛り込むに当たって考えなさいということですので、基本的に言いますと、市区町村レベルであります私どもの計画では①、③、④が主な重点の成果目標の事項になると考えております。それから、その他といたしまして、障害児支援体制の整備、これも新規。それから計画相談の充実、研修の充実、こちらを配慮しながら計画を策定していくこととなります。

3-2はそちらの細かい中身になりますので、後ほどゆっくりとお読みください。

そして計画の体系でございますが、こちらは先ほど来出ております、A4の横の大きな、オレンジの計画の施策が左側。この資料8の左側の図になりまして、第4期はこちらをこのように変えたらどうかという提案でございます。重点的な取り組みということで幾つか残してございますが、大きく変えるべきではないかというか、考えなくてはいけないね、ということで、黄色い枠を幾つか用意させていただきました。それから障害等のある子どもの療育、保育、教育、福祉の充実ということで、特に療育、保育、教育の支援体制ということでは、切れ目のない支援ということも含めまして、学齢期、それから未就学児の支援体制ということで、それぞれ一つ一つ着目するとともに、それらを24番で総合的に連携するというような形をとりあえず考えておりますが、これはあくまで案でございます、このような形がどうかということ。それから、15番に戻りますが、入所支援施設等による地域生活支援事業の充実ということで、入所自体は減らしていきなさいというのが国の施策になりますが、新宿ですと、やはり夜間体制などにつきましても充実させたいということで、入所される方のみならず、地域での拠点の位置づけとして入所施設を大切に活用したいと考えておりまして、15番のような名前に設定してみてもいいということで、一応提案させていただいた中身となっております。

本当に簡単で申しわけないんですが、ざっくりとした形です。

○村川会長 今、ざっくりとしたというお話ではありましたが、資料1によりまして、障害者施策体系。これは障害者基本法に基づく障害者計画という位置づけもございまして、基本理

念、基本目標、個別目標、これまでの第3期の、それぞれお手元にございます従来の計画書などと対比していただきますと、それほど大きく変化はないようにも思えますし、改めて基本的なところで御意見、御議論がありましたら、また今後、専門部会も含めまして議論を深めてまいりたいと思いますが、最終的にはこの資料1の一番右側にあります個別施策、またその位置づけにかかわる基本施策、こういった具体的なところでどういった対策、サービス、仕組みを位置づけていくのかということ、切実な部分もございますので、具体的な数字とかは入っておりませんが、基本的に位置づけていかなければならない要素といえますか、施策の項目を御確認いただきまして、従来に比べまして幾つかの点で充実を図っていく必要があるのかなという御提案でもございます。ほかにも資料の8などで、充実すべきところのたたき台の案のようなものも示されてございます。

それでは、この関係につきまして、何か御質問、御意見がございましたらどうぞ、お出しただければと思いますが、いかがでしょうか。

○障害者福祉課長 あとすみません。追加で1つ。すみません、資料の2につきまして、改めて。実は、今回の計画で第4期障害福祉計画、本来ですと24年から26年が第3期でしたので、第4期は27年から29年までの数値目標が中心でございますが、障害者計画につきましては実は29年度までの大きな流れとしては既につくり上げているところでございます。しかしながら、ここのところ、障害関係の関連の法制度が随分変遷しておりまして、この計画自体につきましても、看過できない大きな法施行が出ております。資料の2の波線以下のところが、24年までの分につきましては、前回の第3期でも既に盛り込んでいるところでございますが、24年6月以降に例えば優先調達推進法でございまして、24年10月には障害者虐待防止法が施行されました。それから25年の4月が、総合支援法が施行しておりまして、それから25年の5月には、これはニュースにもありましたが、公職選挙法等の一部を改正する法律ということで、成年後見の関係で選挙権がなくなってしまっていた方について、そういうことはだめだというような施行がされていること。それから差別解消法の公布、そして雇用促進法の改正、精神保健福祉法の改正、何より26年1月、こちらにございますように障害者の権利に関する条約、障害者権利条約の批准がございまして、そしてこの4月からは総合支援法の第2弾というふうになっておりまして、大変大きな法律の変遷がございますために、本来ですとこの施策の基本理念、基本目標、個別目標というこのA4判の左側の、資料1です、左側のところも、どのくらいかかわるんだろうかという見直しも必要なのではないかということで、そういったことも含めてお考えいただければということでございます。

○**村川会長** ありがとうございました。ただいま重ねて御説明が、資料の2などでありましたように、これまでの障害のある方々を取り巻くさまざまな制度などが、この数年で格段と充実をされ、また今紹介がありましたような、国際連合の障害者の権利条約につきましても批准と、わが国でもこれを明確に位置づけて、障害者差別解消法を初めとする、さまざまな法律制度を明確にしていくという、そういう流れも位置づけられましたので、新宿区における計画においてもそうした流れに沿って、より明確な方向を目指していくことは御確認いただけたかと思えます。その上で、より具体的に福祉のサービスその他関連するところを、この計画を通じて明らかにしていくということが、当面のこの協議会の課題でもあるわけでございます。

それでは、先ほど加藤さんから御意見、御提案がありましたので、ちょっともう一度おっしゃっていただいて。

○**加藤委員** こちらには重点目標というふうには、相談支援の充実がありまして、それで相談支援の充実に関しては、いろんな施設のほうも積極的でないというお話があったものですから、それだったら施策として相談支援の充実を重点目標にするのかなど、ちょっと思っていたのが、抜けていたというので、どうなんでしょうかという質問です。相談支援については、すごく皆さんわかっていないところというか、皆が知らないということと、それからやっぱり相談に行っても、思ったような解決になかなか至らないというその2点がよく聞く話です。

○**村川会長** この相談支援体制の関係については、構築という表現であるのか、構築されつつ充実とか、あるいは拡充ということなのか。ワーディングといたしますか、言葉遣いは少しありますが、今の資料1の案では、引き続き重点的な取り組みという可能性が強いということで表現がとられており、これまでの過去約3年の経過の中でも、かなりいろいろと工夫された取り組みはあるけれども、まだ十分達成されたという判断には、区役所のほうでもそれには至っていないようでもありますので、これからのこの協議会、あるいは専門部会での深めの議論も含めて、恐らく重点的な取り組みの1つとなる可能性は強いのかなど、現段階では推察をされますが、ほかにも幾つか項目がございますので、あえて触れますと、精神病院からの地域移行の関係については、これまで重点的な取り組みの1つとしてまいりましたけれども、引き続き重要な課題であることは明らかであります、国のほうの交通整理などがありまして、都道府県レベル、ですから具体的には東京都の計画の中で地域における精神医療のあり方、あるいは精神障害で長らく入院されている方々の退院、そしてその退院支援、地

域生活移行ということなど、東京都の動きを大きく見極めながら区のほうの対応をどういう形にするか。これからの議論の中で、先ほど友利さんから、声なき声といったような御意見もありましたので、そうしたことも気配りをしながらということかと思えます。また、重点的な取り組みはこれまでも就労支援、その他バリアフリーの関係もありまして、これは天方委員さんからもいろいろ御指摘もあったところでもありますので、恐らくはこれらも重点的な取り組みとして利用者本位というのか、区民本位というのか、できれば区民目線から見たバリアフリー、あるいはユニバーサルデザインというあたりも検討していかなければならないところかなということをございます。きょうのところは、今のところ個別施策として、39項目がこれまでの流れとしてあり、また資料の8によりまして、これらを工夫、改善することによって、おおむね41項目の位置づけということが想定をされております。資料8の黄色くマークされたところが、従来の計画に比べまして工夫されようとしている御提案でありますので、そうしたことを含めて何か御質問、あるいは御意見、どちらでも結構でありますので、お出しただければと思えますが、いかがでしょうか。

○**島田委員** 先ほどの課長からの御説明にもありましたように、ここに来て障害者権利条約の批准、批准するための各いろいろな法律や制度整備がなされたというところで、それが最終的には個別施策に反映されるような形で実現されることを望みますけれども、それとはまた別に、資料1の基本理念のところでも、これは基本理念ですから、大きく変わることは避けなくちゃいけないとは思いますが、そういう今までのところの条約とか法律の理念によく出てくる考え方、言葉、そういったものを従来の基本理念の文言から置きかえて検討していただけないかということ。これ、例えば今、斜線の入っている、「障害者が尊厳を持って生活できる地域社会の実現」と、これ、斜線が入っていますけれども、これも検討事項に入るということで理解していいわけですね。

○**村川会長** これは、まず事務局から説明をしていただけますか。

○**障害者福祉課長** 本当に今、おっしゃったとおりでございまして、本来ですと先ほど島田委員がおっしゃいましたように、基本理念は29年まで本来守ればいいいわけですが、やはりこの書き方で大丈夫かということでしょうか、そういったことは確かに、特にこの一番左側のところにつきましては、私どもも少し手を入れなくちゃいけないんじゃないかと考えてはいるところがございます。そういったことが、また個別施策それぞれにちょっとずつ入ってまいりまして、書きぶりなどでそこを変えるだけでいいのか、柱自体を変えたほうがいいのかという議論をぜひ、していただければと思えます。

○**村川会長** ありがとうございます。今、島田委員さんからの御意見、御発言もございましたし、また区の説明にもございましたが、国のほうの大きな動きもございましたので、改めて基本理念、基本目標等についてこれまでのやり方、これまでの流れがひどく間違っていた、というわけではないのですが、改めて同じような表現をとって差し支えないのか、もう少し工夫された表現、位置づけ、もちろん表現というだけではなく、中身も含めて議論を深めていく必要がありますし、またそうした基本理念を実現するためにも、基本施策なり個別施策というものの充実という流れも見極めていく、位置づけていく。いずれ、これはもちろん区の財政的な動きなどもあるかと思えます。また国や東京都の動きも十分踏まえながら、当然これは実現可能な計画でなければ意味がない面もございますので、理念、目指すべき方向と、また具体的に実現をしていく事柄、その辺をよく見極めて、あるいは特にこれは盛り込んでほしいという御意見もおありかと思えますので、そうしたことを、きょうは少し時間の限界もございますので、当面作業的には専門部会、それから8月に予定されております協議会、できれば協議会の委員の皆様方に事前資料をお配りしていただくようにして、あるいはまた、何らかの委員の中でのアンケート的なものを設けるかして、基本的な部分、そして具体的な部分、それぞれでぜひ御意見、こういうふうにすべきという御提案などを寄せていただければ幸いです。

若干時間もありますので、もし何かございましたらどうぞ、この際ですから。御質問を。

天方さん、どうぞ。

○**天方委員** 障害者基本法、これが改定されましたよね。やっぱり第1条の目的のところ全面改定されたわけですね。いわゆる障害者を福祉の対象として見るのではなくて、やっぱり障害者自身が自分自身の生活、主張、生き方を自らつくり出していくということを実現するための社会をつくるんだというような、そういう基本的なスタンスに立ったわけですね。ですから、ここにある基本理念とか基本目標では、基本理念の一番右側の「障害者が尊厳を持って」って、ここで初めて障害者という言葉が出てきますけれども、基本方針では「障害者」という表現は一言もないんです。障害者が当然それを自分自身で実現するために、どんな支援が必要なのかということの基本目標にしているというふうに、僕は理解しているんですけども、個別目標になると例えば3番です、「障害者の権利を守り安全に生活できるための支援」。これ、守るということがどういう意味なのか。社会が守るのか、障害者以外の人が守るのか、それとも障害者本人が守るのか。そこら辺、ちょっとこの表現の仕方です、守るという言葉は、ちょっと慎重に扱ったほうがいいんじゃないかなという気がしました。

以上です。

○**村川会長** 重要な御指摘、ありがとうございました。お話のように、障害者基本法の極めて基本的な部分についても法改正が行われましたので、その意味を十分に踏まえるという事柄。それからまた具体的なこの区の計画書の中にある個別目標、あるいは基本施策にあります、「障害者の権利を守り安全に生活できるための支援」、これは個別施策にあります、「権利擁護」という言葉、ちょっとかたい、難しいということがあったので、恐らくはそれを少しやわらかい表現ということもあって、この「権利を守り」というふうにしたいきさつもあるのかなとも推察はされますが、この権利擁護の位置づけのほかに、虐待防止であったり、最近では消費者被害その他、いろいろな角度から障害のある方々の生活、あるいは権利、安全性ということが問われますので、これどおりいくのか、やはり一定の工夫というか、意味づけをしていくということをぜひ。また天方さんからも御提案があればいただきたいと思ひますし、また各委員からも何かよい提案がございましたら工夫をしてみたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

ほかに、いかがでしょうか。

金子さん、どうぞ。

○**金子委員** 視覚障害の金子です。資料をきのう夜中読んだんだけど、ちょっとわかりにくくて、我々視力の場合、同行援護並びに一番いろんな方からの問いで、病院での対応ということで、入院先で例えば自宅に下着を取りに行ってもらいたいとか、そういうので単身の方がこれを、同行援護にも当てはまらない、並びに介護にも当てはまらない、中途半端ということで、法律的なものでちょっと意味がわからないんですけれども、法律的なもので縛りというのは、どの程度なっているのかなと思ひて、質問の内容がちょっとわかりにくいんですが。

○**村川会長** 具体的なサービスとしてあります、この同行援護の意味内容をもう一度ちょっと区のほうで御説明いただき、そのサービスが視覚障害の方々が利用しやすいのかどうか。あるいは今、私が個人的なことを言っただけなんですけど、私の親族に、私のおばあさんに当たる人が70歳のときに失明して、いろいろ緑内障その他で入院をしたりして、やはりいろいろそういった際に、病院の側から当時、もう30年ぐらい前の話ですが、求められたりして、恐らく御家族にも御負担がいたりする部分もあるのかなということも十分推察をされることとありますけれども同行援護のサービスの幅がどういったものを、どうぞお願ひします。

○**福祉推進係主査** 障害者福祉課福祉推進係、西田です。同行援護というサービスなのですが、こちらは視覚に不自由のある方を対象として、外出時の支援、代筆や代読を含む支援をするサービスとして、平成23年10月に法施行されました。こちらは視覚障害者の手帳要件というのがなくて、御本人様が不自由が感じていらっしゃるということを御申請いただきまして、国から示されているチェックシートなどを用いて、確かに必要性が認められれば支給決定ができることになっております。なので従来の移動支援より以上に使い勝手のいいものとなりました。サービスは基本的には居宅生活をしていらっしゃる方が外出する際ということで、営業的なものですとか、宗教、政治に絡むこと以外にはほとんど使っていただけるので通常通院も使っていただいていますし、健康促進のためのウォーキングですとか、もちろん日常のお買い物にも使っていただいております。ただ、入院中のお世話ということになりますので、通常、日常生活の中での通院と、入院は違う切り分けになってしまうところが正直ございます。

以上です。

○**金子委員** わかりましたが、私の質問は入院先での視覚障害者が家庭との結びつき、これが支援が得られないということを聞いているので、この点はどの程度まで解釈できるんでしょうかと思って、質問しました。

○**福祉推進係主査** 申しわけありません、ちょっとこちらは特に同行援護がというより、病院の通常のサービスとして病院のソーシャルワーカー、相談員さんですとか、看護師さん、お医者様と相談した上で病院側が通常行うような親族対応というのを、視覚障害あるなしにかかわらず、配慮を持ってしていただくことをお申し出いただく、同行援護支援者をお願いすることとは切り分けていただきたいと思いますのですが。

○**金子委員** わかりました。

○**村川会長** よろしいでしょうか。制度上、在宅と入院の大きな区分がありますので、この同行援護が、外出支援など、在宅の関係者として大いに活用できるんですが、既に入院した方については、むしろ病院サイド、医療機関のほうの医師による診断、治療方針なり、あるいは看護の仕方なり、今、制度上、いわゆる付き添い看護的なものは原則なくなっているわけなんですけれども、したがって、病院の側から幾つか要請があった場合には、恐らく御家族の負担になっていく可能性もありますけれども、そこは非常に個別的な話ということもありますので、改めて病院の言っていることがどうであるか、あるいはまた病院の中でもっと工夫ができないものか、あるいは病院ボランティアというものの活用になっていくのかどうか。

この先はちょっとこの協議会とは別にまた個別に障害者福祉課さんと、あるいは医療機関と話を詰めていただければと思います。よろしく願いいたします。

○金子委員 わかりました。

○村川会長 ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

○小見委員 新宿区歯科医師会の副会長をやっております、小見と申します。新宿区内には牛込地区に四谷牛込歯科医師会、そしてその他、旧淀橋地区を初めとする落合、それから高田馬場のほう、その他の地区で新宿区歯科医師会、2つの歯科医師会がございます。また、昨今、歯科医師の数がふえまして、新宿区は歯科医師会に入っておりません、未入会の歯科医院が、10軒あったら二、三軒は未入会、多いときは4割ぐらい、歯科医師会に所属していない先生方もおられるということをもまず御理解していただいて、聞いていただきたいと思えます。

新宿区の両歯科医師会は、新宿区健康部のお仕事、そしてまた区支部のお仕事に対して、積極的に協力させていただいておる次第でございます。約1年ほど前だったと思いますが、私が出席した折に、会場のほうから、障害者の方を歯科治療に連れて行くんだけど、なかなかすんなり受け入れていただけないという御指摘を頂戴いたしました。ちょうど、折しも両歯科医師会一緒に、新宿区内の訪問歯科診療及びまた障害者の歯科診療等にこれから力を入れ、そして円滑に、スムーズに進むべく検討し始めたところございまして、会員の歯科医師に対しまして、まずいろいろなアンケートをとりました。そして、約、会員の診療室が両会で350軒前後あると思いますが、そのうちの約1割、35軒以上の診療室から、通常の業務として障害者の方も前向きに受け入れるという回答を得ました。その折、私は絶対に受け入れて入れるところのデータをお出しできるようになると思えますというお話をしましたが、訪問歯科のほうにも今、力を入れておりまして、それでいろいろと検討して、結果としまして、まず設備の問題とか、それからその先生方の意思はあっても、客観的な本当の意味での積極性とか、それから技量の問題とか、いろいろと差異がございます。それで訪問歯科医院及び、この障害者の方々の診療に対しまして、両歯科医師会で検討しまして、コーディネーター制度というものを導入し、対応するに至りました。このコーディネーター制度というのは、例えば障害者の方の歯科診療であれば、きょう別刷りでお渡ししました、後から出した資料でございますが、歯科医師会コーディネーター一覧というものがございます。ここに四谷歯科医師会で2名、そして新宿区歯科医師会で2名、ここに名前が連ねてござい

ます。ざっくばらんに言ってしまえば、歯科診療を御希望の方は、まず、例えばこの四谷でしたら川又先生か磯山先生の歯科のほうにお電話をいただきます。お電話いただきまして、そしてそのときは恐らく両先生も診療中でございますので、歯を抜いている最中のときもあるわけございまして、まず電話もしくはFAXにて、御自身の御希望の通院する地域、そしてまた障害の状況、そして希望する診療内容をお申し出いただきます。そうしますと、コーディネーターのほうで、それを受けた後、検討しまして地域、それから各登録してございます先生方のキャパシティ、その他を検討しまして、一番最適だと思われるところを1軒ないし数軒を選んで、後ほどお電話いただいた方に御連絡を差し上げまして、ここここはどうですかというふうに御案内申し上げます。そしてそこでよしということであれば、こちらのほうから先生のほうに連絡をしまして、お互いをコーディネートして結びつける作業をやるということの方法をとることとなりました。これは障害者の診療のみならず、新宿区と今一緒にやっております、訪問歯科事業に関しても全く同じ方法でやっております。ですので、お電話いただいたときに、即答、すぐできないと思いますが、必ずこちらのほうからお返事のお電話もしくは御連絡を差し上げることとなりますので、その辺、御理解、お願いいたします。また御不明な点がございましたら、このコーディネーターのほうにお電話していただければと思います。

以上でございます。

○村川会長 小見委員さん、ありがとうございます。地元の新宿区に2つございます歯科医師会でいろいろと御調整をいただきまして、それぞれ2つの歯科医師会で2カ所ずつの歯科医療機関がコーディネーターの役割を持っていただくということでございますので、これからぜひ区の広報なり、あるいは今後の計画書の何らかの部分に反映をさせていただきまして、障害のある方々の歯科治療が円滑に進むように進んでいただければありがたいことと思います。どうも貴重な御提案、ありがとうございます。

○小見委員 すみません、追加。コーディネーターの後の裏のページを見ますと、ここに全国療育相談センターけやき歯科診療所、そして飯田橋にあります、都立の心身障害者口腔保健センター、既に皆様御存じだと思います。このとおりなんです、このけやき歯科診療所のほうが、去年まで新宿区内にございました。それが建物の老朽化等の関係で、このセンター自体はなるたけ新宿にいたかったようなんですが、残念ながら豊島区のほうに移転になりましたが、しかし今まで新宿区内の患者さんが相当数お通いでございます。そしてその先生も新宿区歯科医師会の会員でもございますので、引き続きけやき歯科診療所のほうにも御利

用いただきたいという旨でございますので、よろしくお願いいたします。

○村川会長 ありがとうございます。今、御紹介いただきました東京都のセンター、あるいはまた全国療育相談センターの附属診療所、それぞれもうまく御活用いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、今、審議しておりました、第4の議題でありますこれからの障害者計画における枠組みということで、区のほうから、いわばたたき台的な資料が出されましたので、きょうは時間の制約もございますので、間もなく審議については打ち切らせていただきますが、8月の協議会、それまでに少し時間もありますので、各委員から御意見を寄せていただいたり、また専門部会を開催いたしまして、その中で議論を深めて、より積極的な提案が8月の時点でできるように準備してまいりたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

よろしければ、お二人の副会長さんから、これまでの議論を振り返りまして、何か、片岡先生、春田さん、お願いいたします。

○春田副会長 評価の問題は、さっき天方さんからも出たように、当事者とかなり目線が違うとか、バツとマルの違いとか。志岐さんからも御指摘ありましたけれども。やっぱりこの新宿って、結構私も電動で毎日動いていますけれども、どこにも入れません、店は。駅はバリアフリーになって、電車でどこかに行くのは行けますけれども、それも大江戸線だけです。あとはもう、人の手を借りないと動かせませんから、極めて厳しい課題でありまして、これをどのぐらいバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化とか、するのは本当に時間がかかるとは思いますけれども、頑張りたいと思います。

○村川会長 ありがとうございます。

では、片岡先生。

○片岡副会長 計画が着々とできていくということで、大変期待したいところなんですけれども、先ほどのアンケート調査などを見ると、実際に当事者の方から見ると、やっぱり使い勝手の問題とか、ちょっとしたところで改善できるような部分もたくさん、実はあるのではないかというふうに思います。全体の体系がうまくできていって、全体がスムーズに運営されていけばということももちろんありますが、案外一つ一つの細かいところで、当事者の身になって考えていく部分というのを、やっぱりこう、私たち、丁寧に見ていかなきゃいけないんだろうなというふうに感じましたので、計画をつくる中でそういうことを盛り込んでいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○村川会長 ありがとうございます。お二人の副会長さんから非常に重要な御指摘、御提案

をいただきましたので、そうした事柄、十分踏まえて、特にこれは施策の、きょうは体系という話も出てまいりましたが、計画書というただその1つの文書、書類ができて終わりという話ではないのでありまして、やっぱり実際の相談の場面なり、サービスの活用場面なり、それがうまくいっている場合もあります、なかなか不具合があったり、もう少し進め方を変えればうまくいく場合もあるというのは、御指摘のとおりでもありますので、そういう運用面の事柄も含めて、よりよい計画づくりに進んでいければというふうに思っておりますので、ぜひとも各委員から積極的な御提案をいただければありがたいと思っております。

それでは、きょう予定されました議題、定刻の4時をちょっと回っておりますが、一わたり進みましたが、区役所のほうで何かその他事項の御説明がありましたらお願いいたします。

○**障害者福祉課長** では、今後の予定の確認でよろしいでしょうか。今後の予定でございます。資料にもございますように、第2回専門部会が6月27日午前9時半からございます。それから第3回専門部会は7月24日、そして第2回の施策推進協議会が8月21日、こちらの場で2時からございますので、委員の皆様、大変お忙しい中ではございますが、よろしく願いしたいと思っております。

こちらのほうからの事務は以上でございます。

○**村川会長** ありがとうございます。それでは全体の協議会につきましては次回は8月21日であります。また専門部会は6月27日であります。また御通知も行くかと思っておりますが、それぞれの次回、御出席よろしく願い申し上げます。

それでは、特段、各委員からごさいませんようでしたら、これにて閉会とさせていただきます。どうも長時間、ありがとうございました。

午後4時09分閉会